

第5回委員会議事録

事務局

よろしいですか。それではですね、改めまして、こんにちは。本日も大変お忙しい中、委員会の方にご出席いただき誠にありがとうございます。時間までまだ若干あるんですが、ただ、今から第5回の委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

委員長

本日は、報告書のたたき台というのか、原案ができましたので、それをみんなで見ていって、いろんなところの整合性とか、そういうことも含めてチェックしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。今日でほぼ大きな修正は終わって、それで修正したものをまたメール等で送っていただいて、最終的に細かいところがあれば直して、ちゃんとしたものをみんなで確認した上で提出して記者会見をするということですので、本日もよろしくお願いします。

事務局

それではですね、委員の皆様全員のご出席によりまして委員会は成立しておりますので、まずそちらの方、報告をさせていただきます。これ以降の進行については会議の議長となります委員長の方をお願いいたします。

委員長

はい、よろしくお願いします。それでは、ただ、今から議事に入ります。

今日はですね、このお手元の別件資料1っていうのでよろしいですかね、これ。石川町官製談合の再発防止に関する報告書、括弧案ということでございます。で、11月15日時点のもので、実際我々が絡んでくるのは25ページ以降、多分、ぐらいにはなるとは思うんですけども、その前についても色々読んでいくと、ちょっと直した方がいいかなっていうようなところもあるかと思いますので、まず最初の方からざっと見ていきたいと思います。で、これ最初は、まず初めになんですけども、初めには、あと、そう、はいの終わりのとか、本文との整合性でまた若干変わらうと思うんですけど、僕、ずっと、ちょっとずつ気になったのは、いろんなところで、法令順守と、なんだっけ、倫理観っていう言葉が出てくるんです。で、それは逆だったりもするんですけども、その法令順守って言葉と、もう1つ、コンプライアンスって言葉も出てくるし、僕は終わりにでコンプライアンスって言葉を使ったんですけども、それは統一した方がいいのか、使い分けるならばちゃんと明確な基準で使い分けた方がいいって思うんですけども、計画的に言うと若干違うんですね。コンプライアンスという言

葉がまず先にあって、それを日本語にあえて訳すと法令順守という言葉になっちゃったんです。ただ、法令順守の法令は、法律と例ですから、条例とか、要するにいわゆる広い意味の法律ですよ。これは、コンプライアンスっていうと、通常の経営の中では企業の内規ルールとか役所でも多分あると思うんですけど、法律にはなってないけれどもこういうルールっていうのがあると思うんで、そういうのも含めてね、守りましょうっていうのがコンプライアンスで、多分コンプライアンスのが若干意味が広いんですね。ということ踏まえて、どういう風に統一するかしないかっていうのを判断すべき。多分かなりの箇所、同じ言葉が出てはくるんです。どうですか。どちらの方が一般受けするのがわかりやすい言葉ですかね。

事務局

やっぱコンプライアンスっていうのが一般的に使われてはいますかね。あと、広い意味でということから、そうですねと。ある意味、法令とかにこう断定、限定せずにそれ以外の内部的なルールとかも広くっていうことであれば、コンプライアンスという意味合いで使った方がいいかなと考えられます。

委員長

そうすると、倫理観とか法令順守とかっていう言葉、コンプライアンスって言葉にするにしても場合によっては法令順守の方がいい、要するに狭い意味で取った方がいいっていう部分があるかもしれないんで、これちょっと、見て確認をお願いします。

事務局

基本的にはコンプライアンスに置き換えさせていただきまして、あと、法令順守は現在の町長ですね、副町長時代にちょっとこう示した、なんかに法令遵守っていうのもありましたので、そこだけちょっと使い分けさせていただいて。責任持つところは内容改めたいと考えています。

委員長

また後で出てくればってということで、ずっと見ていきまして、2ページ、3ページは、これ事実の確認等ですけど。

事務局

これ以降は全文読み上げますので、文章のつながりなども含めてご意見を頂ければと思います。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員

そもそもなんですけど、この事件の経緯、背景っていうのは何を参考に記載されたのか。

事務局

実際には町が独自で調査っていうのはできませんので、新聞報道等で公になっている、要約がまとめられた論告とか色々ありました部分からまとめさせていただいております。

委員

その最初の方に、後援会会長を務めたおじさんとか妻とかが勤務してたとか云々って書いてあって、いまその辺間違いないんだろうなっていうことで確認しました。

事務局

その最初の経緯のところですか。そうですね、これは検察の方から裁判の中で出された、冒頭陳述の要旨をまとめた新聞記事から取ってます。

委員

ベースは新聞報道ですか。

事務局

そうです。ですので、最後に、この新聞報道、それから裁判等により判明しているしています。裁判の求刑とかそういうのははっきりしてると思うんですけども、そういった冒頭陳述の内容は新報道によってっていうことにしております。

委員長

本当に事実かどうかっていうところが気になったんですかね。背景としてはそういうことがあるのかもしれないけれども、それを本人が、だからそうだとかっていうことを認めてるわけではない。つまり、検察側からそうでしょっていう説明をした時に、こう内容が含まれてたっていうことを新聞が書いたってことですか。

事務局

また、陳述中のなで、それについてこれは事実ですか。っていうことを聞かれ、裁判官から聞かれて事実ですってことを言ってたのでこうした表現になった。

委員長

じゃ、これも含めて

事務局

含めて事実と捉えています。ここまでの経緯も事務局は裁判を傍聴していました。この内容については全て検察官の方から説明をしていた内容になります。

委員

これ、起訴状の内容っていう風にはなってないですよ。最初の3行あたり、おそらく起訴状の内容の概要だと思うんで、これは罪状認否で、この内容間違いないですねって話であって、その後、冒頭陳述といって、事件の背景とかを検察官が紹介してるんですけど、それについての認否って基本的にはしないんですよ。

委員

陳述で争いあれば、弁護人として、そこは違うということで質問するんで、基本的に争ってなければ、冒頭陳述通りで書いていいと思うんですけど。

事務局

そこは本人が認める認めないはないってことですね。

委員

その部分で、その認知を取るってことはない。

事務局

そうなんですね。

委員

ただ、争いがないんで、争えば、弁護人としてすごい経緯違うよっていうんであれば質問はするんですけど、してないんで、概ね間違っていないと思うんですけど、その、塩田側から言えば、こんな事実無いよってこともあるのではないかと。

事務局

なるほどなるほど。そうすると、あんまりここの辺はも省略した方がいいですかね、もうちょ

つとが

委員

起訴状の内容も明らかになってるんで。で、これは認知してるんで、ここは記載通りで問題ないと思うんですけど、そのサマリーにして経緯の部分どこまでっていうのはちょっと気になりますね。

委員長

この報告書に 書く必要があるかっていう観点もなくたっていいかも。事実がどうだったのかっていうことだけでいいのかもしれないですよ。 で、そうすると、このあたりの表現について事務局側で見直して修正をお願いします。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員長

ちょっと戻っちゃうんですけど、さっきのところね。はい。指名とか随契の話なんですけども、例えば 1 番な説得力があるのは緊急随契ですよ。要するに、緊急な災害等で緊急な対応が必要な時なんていうのを書いた方が理解していただやすい。分かりやすいですよ。で、それはね、多分、その当初の目的が達成できなくなるっていうことに含まれてるのかもしれないけども。

委員長

要するに、緊急にしな工事しなきゃいけないっていうのが多分ここで言う当時の目的でなんだけれども、ちょっと具体的にそういうような表現も入れていただきたい。

委員

すいません、12 ページの方、 競争入札の流れの広告って、これ。公告の誤りですね。

事務局

そうですね、すいません。

委員長

ちなみに、一般競争入札を今まで 5000 万だったのを暫定的に 2000 万はいにしたわけですよ、今回の事件がきっかけでこの 5000 万が基準となったのはいつぐらいからっていうのはわ

かります。

事務局

制限付一般競争入札の要綱が作られたのが平成 20 年 11 月 20 日施行となってるので、そこ、それより前は何もなかった。そのものがなかったってことは、平成 20 年以前に一般競争入札ってやってなかったんじゃないかと思われます。

委員長

基本はもう入札って言ったら指名であったということ。

事務局

私もこの要綱を作った職員と話をしたんですけど、これより前は、一般競争入札をする仕組みがなく、細かいことを決めた要綱やルールがなく、必要に迫られてこれを作ったと。指名では対応できない、つまり、町外業者を選ばざるを得ないような事業内容であるときに、どこを選んで指名したら良いのか分からない。

委員長

学校とかね。はい。保育園とかね。はい。そういうのの大きな、こう、建物をささったりするので、何億 はいってかかるわけじゃない。はい。そういう工事は今、その前だってあったわけでしょ。

事務局

ありましたが、全部町内業者でできてた、やれてたんですね。基本的には 学校の建設なんかも町内事業者で受注できていたんです。

事務局

今回、略式訴された建設業者や廃業してしまった大規模建設業者もいて、 そうした大手の業者さんが共同体で受注して請け負っていた。

委員長

5000 万以上だったわけですね。そして今回、今年の 7 月に 2000 万に改訂したと。この 5000 万っていうのが、5000 万がいつからだったかっていうことですね。平成 20 年の 11 月 20 日であればそのことを記載していただいた方がいいかと。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員長

ちょっと僕よくわからないんで、言葉が、23 ページの上から 3 行目、意味はわかるんですけども、業者限定による談合ってというのはさ、すぐに官製談合じゃなくて、業者の中でっていったと思うんだけど、これ一般的な言葉なんですか。業者限定という単語。

事務局

業者によるのほうがいいんでしょうね。発注者は入ってないっていう意味でしたが、そういう使い方しないですね。

委員長

だって、完成談合自体は非常に、稀であって基本的に起きちゃいけないこと。いや、もちろん業者の談合もそうなんですけども、限定という表現は取りましょう。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員長

その指名競争入札をやってきたことの弊害が書かれてるんですけども、そこに、ちょっとどういう形かすぐ言えないんですけど、競争性が担保できてなかったというようなニュアンスのことを入れていただけたらと思うんです。それはどういう風に入れればいいのか。

委員長

指名業者や受注業者の偏在、固定化の要因ともなっており、結果として競争性が確保、担保できなかった状況があったとか、なんかそういうの。競争性がいまいちでしたねっていう部分を何らかの形で加えるってことですね。競争性という言葉を書いてほしいんです。

事務局

じゃあ、ここは加えるようにします。

委員

27 ページの下この丸 2 の指名運営委員会のとこですけど、なんかな、2 段落目ですかね。はい。工事等の請負約に関わる指名、競争入札参加者の、しかし、審査及び指名等に関する要

項並びに時間の財務規則においてあって、多分、で、その最後が5名以上指名しなければならぬで切れてるんですけど、「とされている」が正しいですかね。

委員

7ページの上から4行目で、上から5社未満に指名であります。で、この社は、下の方5人とかで、後ろの方でもそうですね、社会の社なのか。

事務局

ですね。そうですね、ここも、最後の先生の方の いただいたあと書きでは者にしてるので、者にした方がいいんですかね。

委員長

この場合は、まず会社の社ではなくて者なんです。

事務局

そうですね、はい、ここはちょっと全体的にそこ。はい、漏れのないように統一したいと思います。

委員長

要するに会社とは限らないんで、

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員長

28ページのところで、語尾が必要である。必要があるって書いてあんですけど、丸2の1番最後だけ 必要となるって、ちょっとニュアンスが違うのかなっていう、思うので、必要も必要であるに変えて欲しい。

委員

29番の、ここで、カッコ3の法令遵守、ここはコンプライアンスじゃなくて良いのか。

委員長

いや、こっちは法令順守の方がいいかもしれないですよ。だから、ちょっと使い分けが必要。

委員長

うん、そっか、コンプライスと。いや、その後ろを見ると、ということですか。

参加者 5

法令順守は当然、公務員なんで、うん、かな。そうですね。ただ、そのプラス、それなりの社会規範、そうです的なものであれば、コンプライアンスって言葉使ってもいいのかな。

委員長

法令順守、コンプライアンスの言葉を変えると、ピタッと当てはまらない。私も、ちょっとと工夫が必要だなと思っています。

委員

テーマとしてコンプライアンスって入れると、ちょっと、なんか、うん、違和感があるんですよね。だ。ちょっと工夫が。

委員

あと、ちょっとすいません、ちょっと細かいんですけど、28 ページの書き込みは、入札監視等
ところの2行目なんですね。工事等指名運営委員会っていう委員会は、前のページの丸2番
の指名運営委員会と同じものですか。

事務局

同じものですね。

委員

これは統一してもらった方が良い。

事務局

統一した方がいいですね。工事等指名運営委員会で統一します。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員

文章の中で石川町と本町と町と3種類入ってくるんですけど、これ、統一した方がいいかどうかはちょっと検討してもらってもよろしいですか。

事務局

基本的には委員会からの報告については石川町っていう風に表現はさせてもらったつもりなんですけど。あと、中にあったのは、先ほどもご指摘あったんですけど、どうしても内部検討会の報告はそのまま引用してると、どうしてもそちらは言い回しが、本町で言い回してるものですから、職員が作ったっていうこと、あそこはちょっとあるので、本当にそこ、私も非常に悩ましくて、未だにどうしようか迷ってるところはあるんですけど、基本は石川町でよろしいですね。

事務局

委員会からいただくのは。はい、そういう方向で行きたいと思います。

委員長

だから、要するに、い、引用的にね。はい。委員会はこうこう、本町はどこそこ、わかるようにやっぱやるべきですね。

委員

30 ページのちょうど真ん中辺りにですね、一般競争入札にシフトさせるべく制度の見直したんですけど、シフトっていうのはやっぱり一般的な表現でいいでしょうか。

事務局

そうですね、そこもそこはご意見の中で全然改めても大丈夫。はい。移行の方がよろしいですか。

委員

移行っていうと移ってっちゃうということ。

委員長

いや、それはね僕が色々悩んだんですけど、その本文とね、終わりにどうでも本文のどこ、ごめんごめんなさい。終わりにのところが、従来の指名競争入札に代わり、原則一般競争入札って書いてあったんですけども、完全な表現がね。終わりにあってなきゃいけないわけではないんですけども。

事務局

変わりの方がいいんじゃないですか。強調されてますよね。

事務局

指名競争入札に変わり一般競争入札にという表現で。

事務局

じゃあそこはちょっと統一したいと思います

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員

すいません。31 ページ目の丸の指名委員会の最後のところなんですけど、この想定される様々なリスクって具体的にここで何をイメージされてますか。情報漏洩ってということですか。

事務局

そうですね、1 番様々っていつでも情報漏洩しかないですね。

委員

とすると、ちょっとそこは明確にした方がいいのかな。ちょっとわかりにくかったな。

事務局

ですけど、1 番は情報漏洩ですかね。だから今はもう本当に資材以外は、資料はもう返還してお、今まではこう、持ち帰って、自分で手持ち資料で、指名業者とか、要は設計が分かる資料、それぞれのいいのを持ってたんですね。なので、やろうと思えば我々職員もメンバーであれば秘密を漏洩できた。

事務局

それをやっぱ避けるってということで、今はそういう対応してますけど、それらを念頭に置いてやりましたので、中心に じゃない、それ以外はと問われるとそれ以外はないかな。

事務局

ご指摘の通り、この情報漏洩で改めたいと思います。

委員

32 ページの下線のところなんですけど、上の方は下線の真ん中の文章で、停止期間の延長、括弧、厳罰化の見直し、延長と見直しという表現はだぶってないですかね。

委員

見直しを削ればいいんですかね。

事務局

この期間の延長は今最大町の基準だと 24 月までなんですけど、この前の監視委員会のコンプライアンス研修だと 3 年までですか。今取れるってことなので、ある意味この厳罰化、当然やるとすればそっちなんですよ。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員長

この前ちょっと話してたのは、その 33 ページの丸 2 の 1 番最後のところ、要するに、災害のための協力協定 結んだ方がいいですよって話はしたんですけど、そもそも、町あるいは町の周りも含めて、何らかの形でこの地域の業界のなんか団体というのか業界というのは存在するんですか。

事務局

建設業協力はありますね。

委員長

だとすれば、よりわかりやすくするために、個別の企業と協定を結ぶんじゃない 業界団体と結ぶんだよってということが分かるように。はい。一層強化するために業界団体ってという言葉を入れてください。

*****事務局で報告書案を読み上げ*****

委員長

この箇条書きの中に、電子入札を入れた方がいいのか入れない方がいいのかってちょっと迷ったんですけど。入れるほどのことでもない、

事務局

今の段階では電子入札は、デモも聞きましたし、否定するものではないんですが、もうあとは本当にコスト面で、ある程度システムを入れる準備期間等踏まえて、じゃあ、タイミング的になものっていうのは当然あると思うんですが、方向性とすれば、先ほど県からもあったよ

うに、県の中でのあれですか、業者からの意見で、業界からの意見もあったように、やっぱりそういう方向性っていうのは必要なのかなっていう風には認識はしてますので。これ、委員会からの 報告書ということで、入れるっていうことであれば入れていただいても結構です。

委員長

一応検討する必要があるっていう言い方になってるんですね、本文では。だから、検討する必要があるって言い方と、電子入札を導入するっていうのはちょっとニュアンスが違うんで、いいかな。とりあえず、まず検討してください。本文に書いてあるんで。よろしいですか。

委員長

聞かれたら、町の方で今こういう状況ですっていう説明していただければ。